

マンガ 戸籍の種類・記載内容・編製原因を理解しよう

戸籍の種類や記載内容、旧法・現行法の編製原因の違い、基本的な見方を解説します。

原作・解説／司法書士 伊波 喜一郎
画／栗原 清



解説

戸籍は、1人について「一生の間に1つ」とは限りません。相続人を確定するための戸籍については、それぞれの時代における戸籍の編製原因や、そのつながりを知る必要があります。

戸籍の制度については、その起源は大化の改新(645年)前後までさかのぼるとされています。現行相続における戸籍制度については、明治以降の戸籍が主流となっています。

明治以降の戸籍の種類は、12ページの**図表**のように大別できます。それぞれの呼び名は、改正された戸籍法が施行された年にちなんでいます。

「明治5年式」は保存期間経過により現在取得できず、「明治19年式」や「明治31年式」も見かける機会は少なくなっています。そこで本稿では、相続において現在でも中心となる「大正4年式」以降の戸籍を紹介しています。

夫婦や親子、婚姻や離婚、出生や死亡を記載するという点におい

ては、今も昔も大きな違いはありません。ただし、どの範囲の親族を記載するのか、どのタイミングで戸籍を編製する(新しく作る)のかといった点で、戦前と戦後では大きく異なっています。

コンピュータ化による改製は現行戸籍の編製原因の1つ

マンガで取り上げている戸籍のサンプルについて説明します。まずは14ページの**サンプル1**、コンピュータ化後の現行戸籍です。15ページの**サンプル2**のコンピュータ化前の現行戸籍とは縦書き／横書き、またサイズの違いはあるものの、記載内容は基本的に同じです。

⑦は、紙ベースで管理される(コンピュータ化前の)現行戸籍を、コンピュータ化で新たに編製したことを表しています。コンピュータ化前の戸籍との一致(改製事由)をもって、戸籍の連続性を確認することができます。

コンピュータ化されたこの戸籍には、改製日の記載があります。この場合、平成18年10月1日から